

平成20年度 第3回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成21年2月13日(金)  
午後1時00分～午後3時10分
2. 開催場所 高浜市役所 4階 第6会議室
3. 出席委員 委員長 児玉善郎(大学教授)  
委員 丹羽重則(元市収入役)  
委員 松井勝彦(司法書士・行政書士)  
委員 吉田利美(市民代表)
4. 事務局職員 岸上行政管理部長、山本グループリーダー、松崎主任

5. 議事概要

(1) 児玉委員長あいさつ

今年度3回目ということで最後の委員会となります。

また、通常の案件の検討に加えて、昨年度と今年度と2ヵ年度にわたりまして検討してきたことを元に、意見具申についてもご検討いただくことになっていきますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

(2) 検討案件について

- |               |    |
|---------------|----|
| 一般競争入札案件      | 1件 |
| 指名競争入札案件      | 1件 |
| 条件付一般競争入札案件   | 1件 |
| 総合評価方式案件      | 1件 |
| 公募型プロポーザル方式案件 | 1件 |

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>1 一般競争入札案件 移動式消火設備補修工事</p> <p>○予定価格が公表されている中、入札参加申込みについては2社あり、うち1社が直前で辞退されたにもかかわらず、落札額についてはかなり低い額のため検証したい。</p> <p>○予定価格に対してかなり低い額で落札を</p>	<p>○辞退した業者は積算した結果、予定価格を上回ったため辞退したと思われる。</p> <p>○落札額については、落札した業者は、庁舎等の設備管理を行っており、電子による一般競争入札につき競争相手が分からない中、どうしても取りたい気持ちがあったため、それによる応札額と考えられる。</p> <p>○検査については、設計書どおり施工され</p>

<p>されたが、施工内容に心配はないか。</p> <p>○入札参加可能業者数は110数社あるのに、申し込みは2社で応札は1社となったが、競争性は確保されているのか。</p> <p>2 指名競争入札案件 吉浜まちづくり協議会拠点施設工事 設計委託</p> <p>○下半期の指名競争入札の中で、施設設計は本設計委託と幼稚園園舎増築の設計が2件あり、いずれも同じ業者が落札をしているが、落札結果の見解についてはどうか。</p> <p>○下半期の指名競争入札案件の中で最も落札率が低かったことについてどう考えるか。</p> <p>3 条件付一般競争入札案件 中央公民館改修工事（2期）</p> <p>○建築工事についてはほとんどの工事が、応札者数が2者、或は3者で、落札者については大半が同一業者となっている。</p> <p>○応札者数が少ないことは競争性に欠けるのではないか。</p> <p>4 総合評価方式案件 道路改良工事（市道上田線）</p> <p>○落札結果としては、価格の一番低いところが総合評価値により決まっているが、価格と総合評価点との関連性についてはどうか。</p> <p>○今後における総合評価方式の考えについてはどうか。</p>	<p>ていることを確認した。 また、消防も検査をされ、合格とされている。</p> <p>○周知方法は市のホームページ、建通新聞に掲載している。落札結果を見ると、他の参加者がわからないことによる低い価格での落札となっていて、応札者は1社でも、価格での競争はされている。</p> <p>○施設設計については、市内業者の2社が主に請け負われている中、2件とも同一業者であるが、いずれも落札率は低い。これは受注したい意向の表れと理解している。</p> <p>○経済不況で民間事業が減っているため、公共事業を落札したいという現われと理解している。</p> <p>○建築工事の登録で、市内業者の登録数は業者選定基準以上あるが、建築を主に行っている業者の落札となっている。</p> <p>○参加可能業者は、業者選定基準以上あるため、競争性は確保されている。</p> <p>○全体的にまだ実施している件数は多くないが、中には価格で逆転している案件もある。 本市の案件では、2番札と3番札が逆転している。</p> <p>○国は総合評価方式を拡充していく意向であるが、手続に時間を要することと、第三者に意見聴取する必要があることから、拡充するには検討を要する。</p>
---	--

<p>5 公募型プロポーザル方式案件          コンストラクション・マネージメント          業務委託</p> <p>○本件は随意契約であるが、なぜ随意契約か。</p> <p>○CMRは建設コンサルタントとして設計業務に入札参加できるのか。</p>	<p>○公募型プロポーザル方式が随意契約の一種になっている。</p> <p>今後は、公募型プロポーザル方式で決定したCMRが作成する仕様書、要項等により、建設設計業務委託を、競争入札で発注する。</p> <p>○CMRについては本案件を発注する際に、募集要項の中で設計業務には参加できない旨の制限を付けている。</p>
--	---

(用語解説)

総合評価方式 : 「総合評価落札方式」は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」(例えば、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等)を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式。

CMR : 発注者の補助者・代行者 (CMR : コンストラクション・マネージャー) のことで、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

(3) 具申内容について  
 具申内容について、案件をもとに検討を行った。